

五島市監査委員公表第6号

平成30年5月21日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成30年7月20日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

第1 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成30年5月21日(同月31日補正書提出)

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述によると、請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

五島市野々切町●●●●番●の土地(以下「本件土地」という。)には、平成16年度に国、県及び市からの補助金を受けて牛舎等(以下「本件施設」という。)が建設されていたにもかかわらず、市の業務懈怠により、本件土地の固定資産税は、現況地目の「雑種地」で課税すべきところ、平成29年度分まで登記地目の「畑」のまま課税されている。

したがって、平成16年度分から平成29年度分までの本件土地の固定資産税について、市が本来賦課徴収すべきであった固定資産税との差額858,200円が納税されなかったことは、市に損害を生じさせている。

なお、請求の対象行為は、請求書においては五島市内に現存する農業用施設用地としていたが、平成30年5月31日に提出された補正書により、本件土地のみとされた。

(2) 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

市長は、速やかに、本件土地に対して本来徴収すべき固定資産税を賦課し、徴収すること。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象機関及び部局

(1) 監査対象機関 市長

(2) 監査対象部局 総務企画部(税務課)

2 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は平成30年6月18日に新たな証拠を提出し、同月20日に陳述

を行った。陳述の際、同条第7項の規定により関係職員が立ち会った。

(2) 請求人の陳述の概要

請求人の陳述は、請求書に記載する請求の要旨を超えるものを除き、既に提出されている請求書の範囲内のものであった。

3 関係職員の陳述及び調査

(1) 関係職員の陳述

ア 関係職員の陳述

地方自治法第242条第7項の規定により、平成30年6月20日に次に掲げる関係職員から陳述の聴取を行った。その際、請求人が立ち会った。

総務企画部 部長

税務課長

税務課資産税班係長

税務課資産税班係長

イ 関係職員の陳述の概要

関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

(ア) 総務企画部税務課（以下「税務課」という。）は、平成29年11月1日に長崎地方法務局五島支局（以下「法務局」という。）から土地家屋登記済通知書を受領し、本件土地は、同年10月13日に請求人に所有権移転されていることが分かった。土地の登記地目が畑であったため、農地台帳を確認したところ、非農地であり、平成29年12月28日の現地調査により本件施設が建設されていることを確認した。さらに、五島農業振興地域整備計画書により農用地区域内に存する農業用施設用地であることも確認した。そのため、現況地目を畑として評価していたが、平成30年度は、固定資産評価基準に基づき、農業用施設用地として評価を行っている。

(イ) 固定資産税の賦課については、法務局からの土地家屋登記済通知書、固定資産の所有者からの届出及び固定資産の実地調査により状況を把握し、適正な課税に努めている。

(ウ) 本件土地については、五島市の関係課が連携不足であったこと、税務課の固定資産の実地調査により確認できなかったこと、税務課に固定資産の所有者から連絡がなかったこと等により、税務課が固定資産の状況を把握していなかったことから、課税地目を誤っていたものである。

(エ) その要因である五島市の関係課が連携不足であったことについては、本件施設は平成16年度に五島市の補助事業で建設されているが、農林課（当時）から税務課への報告の義務はなく、税務課においても農林課から情報を得ることができるとの認識がなかったことから連携されていなかったものである。

(オ) 本件施設を税務課の固定資産の实地調査により確認できなかったことについては、①五島市には、約26万筆の土地と約3万4千棟の家屋があり、これを19人の固定資産税担当職員が年1回实地に調査することは、現実的に非常に困難であること、②固定資産税担当職員は、土地については法務局からの通知書、建築確認の申請データ等を活用することにより、利用状況が変更されている可能性の高い固定資産について重点的に实地調査を行っていること、③本件施設が、償却資産に該当し、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条の規定により所有者に申告義務があること、④本件施設は13年前に建設されていることから、現在配置の職員において、これまで課税していないとの認識がなかったことが考えられる。

(カ) 本件土地については、既に地方税法の規定に基づき遡及課税している。

(キ) 請求人は、補正書及び陳述において市長自らが市に徴収不足分の納税額を支払うことを請求すると主張しているが、地方税法第408条の固定資産の实地調査に関する規定は訓示規定と解することもできること、实地調査に基づかない固定資産の評価も直ちに無効又は取消し得るべきものではないとする行政実例があることから、本件土地の課税に係る職員及び市長に当該怠った事実について故意・過失はないものと考えており、本件土地に係る損害賠償請求権は成立しないものとする。以上のことから、本件については、違法又は不当に固定資産税の賦課徴収を怠る事実はないと考える。

(2) 書面調査

地方自治法第199条第8項の規定により、平成30年6月8日に市長に対して関係書類の提出を求め、書面調査を行った。

(3) 関係職員の調査

平成30年6月29日に、次に掲げる関係職員から事情聴取を行った。

総務企画部 税務課長
税務課資産税班係長
税務課資産税班係長

4 監査対象事項

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述の内容から、本件土地に対して、違法又は不当に固定資産税の賦課徴収を怠る事実があるか、また当該怠る事実について市に損害が生じているかを監査の対象とした。

なお、請求書の補正書に記載されている事項のうち「前所有者のA氏より徴収又は、財産差し押さえ等による徴収ができない場合、市長の責任において市長自らが市に徴収不足分の納税額を支払う事を請求する。」部分については、請求書に記載する請求の要旨を超えているので、監査の対象とはしなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理したが、監査期間中に、請求人が求める措置のうち、法令上措置が可能な部分については既に必要な措置がとられている事実が確認された。したがって、住民監査請求の理由を失うに至っているため、却下する。

以下、その理由を述べる。

なお、本件請求は、固定資産税に関する事案である。税については、個人の秘密に関する情報が含まれているため、監査の実施に伴う詳細な確認事項を記載することは差し控える。

1 事実関係の確認

監査対象事項について調査した結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 固定資産税の概要について

ア 固定資産税の課税客体等について

固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課税するとし（地方税法第342条第1項）、固定資産の所有者に対し課税するものとされる（同法第343条第1項）。

また、固定資産は、土地、家屋及び償却資産を総称する（地方税法第341条第1項第1号）。

イ 固定資産税の課税標準及び評価について

土地に対して課する固定資産税の課税標準は、当該固定資産の価格で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されたものであるが、それがいつ現在の価格であるかについては、基準年度の価格によるものとされている（地方税法第349条第1項及び五島市税条例（平成16年五島市条例第75号。以下「税条例」という。）第61条）。

また、固定資産の価格の決定は、地方税法第388条第1項の規定に基づく総務大臣が定める固定資産評価基準によって行わなければならないとされている（同法第403条）。

ウ 固定資産税の賦課期日及び税率について

固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳が備えられており（地方税法第380条）、賦課期日である1月1日現在に、登記簿又は固定資産課税台帳に所有者として登記又は登録されているものに対し、100分の1.4の税率で課税している（同法第350条及び第359条、税条例第54条、第62条及び第66条）。

エ 固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員の任務について

固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、かつ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならないとされている（地方税法第403条第2項）。

オ 固定資産税の賦課に係る時効について

固定資産税の賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができないとされている（地方税法第17条の5第5項）。法定納期限とは、地方税を納付し、又は納入すべき期限をいい、地方税で納期を分けているものの第2期以降の分については、その第1期分の納期限をいう（地方税法第11条の4第1項）。

五島市の固定資産税の納期は、4期に分かれており、第1期の納期は4月15日から同月30日までとし（税条例第67条）、固定資産税の納期の特例として、地方税法第341条第6号に規定する基準年度の年度分に係る固定資産税の第1期の納期は、5月15日から同月31日までとされている（五島市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（平成23年五島市条例第41号）第2条）。

カ 固定資産の実地調査について

市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも1回実地に調査させなければならないとされている（地方税法第408条）。

キ 官公署等への協力要請について

徴税吏員は、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（地方税法第20条の11）。

(2) 五島市における固定資産税に係る実務等について

ア 職員の配置状況等について

市は、税務課資産税班において固定資産税の賦課事務を行っており、その徴収事務については、税務課収納班が行っている。

税務課資産税班には、平成30年4月1日現在、係長以下6人が配置され、土地担当2人、家屋担当2人、償却資産担当1人及び死亡者に係る納税義務者調査担当1人が固定資産税に関する事務を行っている。また、各支所に他の業務と兼務する職員が各1人配置されており、固定資産税に関する事務を行っている。

イ 固定資産の状況について

平成30年度の固定資産の状況は、土地の評価総筆数が約26万筆、家屋の評価総棟数が約3万4千棟、償却資産件数が約1,800件である。平成29年度

は、土地の登記異動件数が述べ約13,600件、家屋の新築及び増築件数が137棟、滅失処理231棟、償却資産に係る申告数が約1,100件である。

ウ 実地調査の実情について

市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第404条の規定により、税務課長を固定資産評価員に選任している。また、固定資産評価員の職務を補助するため、地方税法第405条の規定により、税務課の職員6人及び支所の兼務職員12人の計18人を固定資産評価補助員に選任し、実地調査を行っている。

実地調査の方法は、地方税法第382条第1項の規定に基づく法務局からの土地家屋登記済通知書、土地所有者からの申告、農地法に関する届出、建設課からの建築確認申請の情報提供等があった場合に所要の調査を行っている。また、随時巡回目視による課税客体の把握を行っている。

なお、税務課は、市の補助金を受けて整備した施設等の情報について、平成29年度までは補助金の担当部署に対し情報収集を行っていない。

(3) 本件土地の経過等について

ア 本件土地の概要について

所在 五島市野々切町●●●●番●

地目 畑（平成30年度から「雑種地」に変更）

地積 2,434.00㎡

イ 本件土地の経過について

本件土地には、平成16年度長崎県肉用牛振興施設整備事業補助金を受けて、平成17年3月28日に本件施設が建設されている。

また、本件土地は、競売入札を経て、平成29年10月13日に所有権移転がなされている。

(4) 本件土地に係る固定資産税の課税状況について

ア 平成16年度分から平成29年度分までの課税状況について

平成16年度分から平成29年度分までの固定資産税は、地目を「畑」で課税している。

イ 平成30年度分の課税状況について

税務課は、平成29年11月1日に法務局から土地家屋登記済通知書を受領し、本件土地は同年10月13日に所有権が移転されていることを確認している。税務課は、土地家屋登記済通知書の登記地目が畑であったため、農地台帳の確認を行ったところ、非農地ということが判明し、平成29年12月28日に実地調査を行い、本件施設が建設されていることを確認している。さらに、五島農業振興地域整備計画書により、農用地区域内に存する農業用施設用地であることを確認

している。

平成30年度分の固定資産税については、地方税法第388条第1項の規定により総務大臣が定める固定資産評価基準及びこれに基づいて定められた五島市固定資産（土地）評価事務取扱要領第3章第7節の2「農業用施設の用に供される宅地の評価」により、地目を「畑」から「雑種地」に変更するとともに課税標準額を変更し、平成30年5月10日に納税義務者である本件土地の現所有者に対し納税通知書を送付している。

ウ 平成29年度以前分の税額変更について

税務課は、本件施設に係る補助金の担当部署である農業振興課から平成30年2月28日に補助金関係資料の提供を受け、本件施設が平成17年3月28日に建設されていることを確認している。これにより税務課は、時効により遡及課税することができない平成18年度から平成25年度までの分を除く固定資産税について、地目を「畑」から「雑種地」に変更するとともに課税標準額を変更し、平成30年6月12日に納税義務者である本件土地の前所有者に対し税額変更通知書を送付している。

エ 本件土地の評価額及び税額について

本件土地の評価額及び税額については、個人の秘密に関する情報であるので記載しない。

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

(1) 平成16年度分から平成25年度分までの本件土地の固定資産税に関する住民監査請求の要件について

請求人は、平成16年度分から平成29年度分までの本件土地の固定資産税について、市が本来賦課徴収すべきであった固定資産税との差額が納税されなかったことは、市に損害を生じさせていると主張する。そこで、請求の対象とする平成16年度分から平成29年度分までの本件土地の固定資産税のうち、平成16年度分から平成25年度分までについて住民監査請求の要件を満たしているか検討する。

なお、請求人は、請求の対象を本件土地に対する「平成16年度分から平成29年度分まで」の固定資産税としているが、本件施設は平成17年3月28日に建設されており、固定資産税の地目の変更は平成18年度分から適用されるから、「平成18年度分から平成29年度分まで」とするのが正当である。したがって、以下記載する請求の対象は、平成18年度分からとする。

地方自治法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以

下「財務会計上の行為」という。)があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定し、同条第2項は、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、住民監査請求をすることができない旨規定している。

このような請求期間の制限は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法又は不当なものであったとしても、いつまでも監査請求の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして定められたものである。しかしながら、当該財務会計上の行為が極めて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合など、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したとしても、客観的にみて当該財務会計上の行為を知ることができない場合についてまで、その趣旨を貫くことは相当でないから、正当な理由があるときは、例外として、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、当該財務会計上の行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をすることができるとされている(最高裁判所昭和63年4月22日第二小法廷判決)。

また、財務会計上の行為又は怠る事実は、普通地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな場合は、住民監査請求の対象にならないとされている(最高裁判所平成6年9月8日第一小法廷判決)。

したがって、普通地方公共団体の住民が住民監査請求をするためには、その対象が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であること、当該財務会計上の行為又は怠る事実により当該普通地方公共団体に損害が生じること、正当な理由があるときを除き、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年以内の請求であることなどが要件となる。

これを本件についてみると、固定資産税の賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においてはすることができないとされている(地方税法第17条の5第5項)。法定納期限とは、地方税を納付し、又は納入すべき期限をいい、地方税で納期を分けているものの第2期以降の分については、その第1期分の納期限をいい(地方税法第11条の4第1項)、同法第362条第1項の規定に基づき定められた税条例第67条において、第1期の納期は4月15日から同月30日までと定められている。また、五島市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例第2条に固定資産税の納期の特例として、地方税法第341条第6号に

規定する基準年度の年度分に係る固定資産税の第1期の納期は5月15日から同月31日までと定められている。

したがって、平成18年度分から平成29年度分までの本件土地の固定資産税の各法定納期限は、平成18年度分、平成21年度分、平成24年度分及び平成27年度分が5月31日、それ以外の年度が4月30日となり、その賦課決定をすることができる期限は、各年度の5年後の年の5月31日又は4月30日となる。

そうすると、平成18年度分から平成25年度分までの本件土地の固定資産税については、遅くとも平成30年5月1日（平成25年度分の固定資産税の法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日）以後には新たな賦課をすることはできなくなったものであるから、同月21日に提出された本来徴収すべき固定資産税の賦課徴収を求める本件請求は、過去の怠る事実を改めることを求めるものであり、住民監査請求の要件に該当しない不適法な請求になる。

以上によれば、請求人の求める措置のうち、平成18年度分から平成25年度分までの本件土地に対する固定資産税の賦課徴収を怠る事実を改める請求は、住民監査請求の要件に該当しないものであるから不適法なものとして却下を免れない。

(2) 本件土地の平成26年度分から平成29年度分までの固定資産税に係る怠る事実及び市の損害について

次に、請求人が賦課徴収を求める平成18年度分から平成29年度分までの本件土地の固定資産税のうち、請求の対象となる平成26年度分から平成29年度分までの固定資産税について、違法又は不当に賦課徴収を怠る事実があるか、また当該怠る事実により市に損害が生じているか検討する。

税務課は、本件施設に係る補助金の担当部署である農業振興課から平成30年2月28日に補助金関係資料の提供を受け、本件施設が平成17年3月28日に建設されていることを確認している。これにより税務課は、時効により遡及課税することができない平成18年度から平成25年度までの分を除く固定資産税について、地目を「畑」から「雑種地」に変更するとともに課税標準額を変更し、平成30年6月12日に納税義務者である本件土地の前所有者に対し、納期限を平成31年2月28日とする税額変更通知書を送付している。

したがって、平成26年度分から平成29年度分までについては、既に本来課税すべき固定資産税を賦課しており、当該固定資産税を徴収することができる期間は未だ経過していないから、市に損害が発生することが確定したものではない。

以上のとおり、本件土地に対して本来徴収すべき固定資産税を賦課し、徴収することを求める本件請求については、平成26年度分から平成29年度分までの固定資産税について既に必要な措置がとられていることが確認されたから、住民監査請求の理由を失うに至っているものと判断する。

(3) 本件土地に対する固定資産税の賦課徴収の違法性について

(1)及び(2)により、本件土地に対して本来徴収すべき固定資産税を賦課し、徴収することを求めた本件請求については、住民監査請求の要件を満たしていないこと、また既に必要な措置がとられていることから、住民監査請求の理由を失っているが、本件土地に対する固定資産税の賦課徴収を違法又は不当に怠る事実があるかについて検討する。

本件土地については、本件施設に係る補助金関係資料から平成17年3月28日に本件施設が建設されていることを確認することができる。また、農業用施設が建設されている土地の地目は、地方税法第388条第1項の規定により総務大臣が定める固定資産評価基準及びこれに基づいて定められた五島市固定資産（土地）評価事務取扱要領により「雑種地」となる。

したがって、本件施設の建設当時、税務課がその事実を把握していたならば、本件土地は平成18年度分から「雑種地」として評価され固定資産税が賦課されていなければならないが、税務課はその事実を承知せず、本件土地の固定資産税は、平成18年度分から平成29年度分まで登記地目である「畑」で賦課されていた。

地方税法第403条第2項は「固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない。」とし、同法第380条第1項は「市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。」と規定して公正な評価を求めている。

したがって、地方税法及び税条例の定めるところに従って固定資産税を賦課徴収すべきところ、課税権者の長である市長は、平成18年度分から平成29年度分までの本件土地について本来課税すべき固定資産税を賦課徴収していなかったのであるから、違法に怠っていたというべきである。

(4) 固定資産税の賦課徴収を違法に怠ったことの故意又は過失の有無について

ア 平成18年度分の固定資産税について

平成18年度分の本件土地に対する固定資産税が「雑種地」として賦課されていないことについて、故意又は過失が認められるか検討する。

税務課は、1(2)ウ実地調査の実情についてに記載のとおり、地方税法第382条第1項の規定に基づく法務局からの土地家屋登記済通知書、土地所有者からの申告、農地法に関する届出、建設課からの建築確認申請の情報提供等があった場合に実地調査を行っているが、市の補助金を受けて整備した施設等の情報について、補助金の担当部署に対しその情報を収集していなかった。

このことについて税務課は、陳述会において、本件土地には平成16年度に五島市の補助事業で本件施設が建設されているが、当時の補助金担当部署である農林課から税務課への報告の義務はなく、税務課においても農林課から情報を得ることができるとの認識がなかったことから連携されていなかったと陳述している。

しかしながら、税務課と農林課は同じ市長の権限に属する部署であり、相当の注意力があれば、本件施設の補助金に関する情報を収集することは可能であるから、過失があったといわざるを得ない。

イ 平成19年度以後の年度分の固定資産税について

次に、平成19年度以後の年度分の本件土地に対する固定資産税が「雑種地」として賦課されていないことについて、故意又は過失が認められるか検討する。

一般に、賦課課税方式がとられている固定資産税等の賦課徴収に当たる市町村長は、定められた期間内にその区域内に存在する極めて多数の固定資産を評価した上固定資産税等を賦課徴収しなければならないのであって、地方税法第408条に規定する固定資産の状況の实地調査の程度、態様についても、少なくとも土地についてはすべての土地の利用状況の細部についてまで逐一行う必要はなく、特段の事情がない限り、外観上の土地の利用状況、現況地目等を確認し、これらの変化があった場合にこれを認識する程度で足りるものと解され、市長等において、固定資産税等の賦課徴収事務の一環として、限られた期間内に逐一その現実の利用状況等を調査することが事務的、技術的に極めて困難であることは明らかであると解されている（大阪地方裁判所平成20年2月29日第2民事部判決）。

また、固定資産税の課税客体の把握については、固定資産の異動があったときに把握することができなければ、地方税法第408条に規定する固定資産の实地調査及び3年に1度の評価替えにおいて、新たに課税客体に変更があったことを発見することは容易ではない。

したがって、平成19年度以後の年度分の本件土地に対する固定資産税が「雑種地」として賦課されていないことについて、故意又は過失があるとまでいうことはできない。

(5) 結論

以上のとおり、本件土地に対して本来徴収すべき固定資産税を賦課し、徴収することを求めた本件請求については、平成18年度分から平成25年度分までについては却下を免れず、平成26年度分から平成29年度分までについては既に必要な措置がとられていることが確認されたから、住民監査請求の理由を失うに至っているものと判断する。

ただし、固定資産税の賦課に関する事務において留意すべき事項が見受けられたので、次のとおり意見を付す。

意見

1 固定資産税の公平公正な課税について

税務課は、市の補助金を受けて整備した施設等の情報について、補助金の担当部署に対し情報収集を行っておらず、結果として固定資産の現況と固定資産課税台帳にそごが生じ、公平公正な課税が行われていなかったといわざるを得ない。

地方税法第403条第2項は、「固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない。」と規定しているから、公平公正な課税を行うため、また本市の貴重な自主財源を確保するため、固定資産税の課税客体を的確に把握するよう、その情報収集を積極的に行い、適正な課税事務に努められたい。

さらに、地方税法第408条の固定資産の実地調査に関する規定は、単なる訓示規定と解するのは相当ではなく、市長が本来遵守しなければならない強行規定であるとされている（千葉地方裁判所昭和57年6月4日判決）。したがって、定められた期間内に市内に存在する約26万筆の土地、約3万4千棟の家屋及び約1,800件の償却資産の利用状況について実地に調査することは困難であるから、これらの調査を補完する措置を講じられたい。

2 償却資産に対する固定資産税の賦課について

本件請求の監査を実施した中で、本件施設に係る償却資産の申告漏れが見受けられた。

現在、償却資産の納税義務者については、税務署の国税資料、納税義務者の申告等を基に把握しているが、同じ固定資産税でも償却資産には、土地や家屋と異なり登記制度が存在しないため、これを補う制度として資産の所有者に対して申告の義務を課している。

償却資産に対する固定資産税の賦課については、他の市税と同様に、税の公平負担の原則から、また自主財源の確保という点からも、償却資産の未申告をなくし、適正な課税を実現する必要がある。したがって、あらゆる手法を用いて納税義務者を把握し、その申告を推進されたい。

参考

五島市職員措置請求書（住民監査請求書）

五島市内に現存する農業用施設用地の現地確認を実施し、土地の地目を適正に認定し、納税者に対して不公平が生じないように賦課を行うことを求める措置請求

1 請求の要旨

イ. わが国には憲法というものが存在し、憲法は国民の国に対する命令書であり『基本的人権の尊重』、『国民主権』、『平和主義』という三大原理で成り立っている。更に国民の義務として『教育の義務』『勤労の義務』『納税の義務』が存在する。この中の「納税の義務」であるが、憲法では30条に規定されており、国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。とある。この条文にあるように、国民の税金は、法律によって定めなければならないのが原則となり、これを、「租税法律主義」という。この原則は「税金は、税金を課される私たち自身で決める」ということだから、自分の首を自ら締めるような、必要以上に重たい税金を課せられることはなくなるはず、という原則になる。しかしながら五島市では行政の業務懈怠によって国民の義務である「納税」について不公平な課税を続けてきているのである。

五島市は五島市野々切町●●●●番地●（以下「本件土地」という。）への固定資産評価額に対し、平成16年度から平成29年度まで地方税法に反して過少評価し適正な賦課を課せていなかった。この事について、平成30年5月8日に担当課である税務課は、請求者からの伺い書に対し、このような課税ミスが起こった責任の所在について、「五島市の関係課が連絡不足であった」「税務課の固定資産の実地調査により確認ができなかった」「固定資産の所有者からのご連絡がなかったこと等」と、責任の所在を誤魔化す手段での回答であるが、そもそも固定資産税額の課税主体は、「その固定資産の所在する市町村」（地方税法第5条第2項）なのであり、土地の所有者に課税、および自己申告しなければならないとの義務はない。

ロ. 本件土地には平成16年度に、ごとう農協が事業主体となり、国、県、市からの補助を受け牛舎等の農業用施設用地が建立された。補助申請の窓口は五島市であり当然に農地へ建造物が建立されることは理解されていたのであると指摘する。これこそ税務課の回答にある「五島市の関係課が連携不足であった」「税務課の固定資産の実地調査により確認ができなかった」とする内容は、五島市の業務懈怠が原因で発生した課税ミスであると言っても過言ではない。

ハ. 本件土地の落札後に長崎地方法務局五島支局からの土地家屋登記済通知書受け、税務

課税職員の現地調査にて牛舎等の農業用施設用地が建立されている上で、課税は現況主義により土地科目は変更するとの理由は理解できるものの、落札者は所有権移転後に自ら施設等を建設したのではない。税務課は、所有権移転後の通知によって建造物を確認し、そのうえで評価額に対する課税対象土地の地目を雑種地に変更し適正な課税額に変更したのである。これによって所有権移転前と移転後の固定資産評価額は●円から●円に上昇したのである。上昇率は実に73倍への跳ね上がりなのである。これに対しての固定資産税額年度額は●円から●円へ変動したのである。税額は、課税標準に税率を乗じる事により算出する。税率は都道府県及び各市町村が設定することが可能であるが、標準税率は1.4%であり五島市も標準課税率で算出されている。これによると平成16年から29年度までの当時の土地所有者が支払うべき徴収不足額は $(●-●) \times 1.4\% \times 14$ 年間=858,200円となり、この賦課は五島市のミスによって未徴収となっている。

ニ. 平成16年度に補助申請の窓口である担当課と税務課の連携がうまく行われていれば、施設完成時から競売による所有権移転後も評価額に誤差は生じていなかったであろう。市役所業務の懈怠によって発生した今回の事案は氷山の一角にすぎず、平成30年4月に税務課職員への申告で、五島市小泊町の牛舎施設の固定資産評価額を閲覧したが、本件土地と同様に評価地目は畑で課税され続けられている。このことは税務課職員が検索して私を含め3名により確認できている。このように五島市の業務懈怠により地方税徴収に本来課税徴収すべき税額にマイナスが発生している状況なのであり、原因として牛舎施設の事業主であるごとう農協と農業振興課、さらには農業委員会、そして税務課の業務連携怠慢があげられる。同様な内容で課税対象の土地の納税者にとっては「寝耳に水」の話であり、上昇率が70倍にも跳ね上がる評価額に対して快く不足分の納税支払いに応じるとは言い難い。しかしながら税は公正公平に扱われなくてはいけないものであり見逃すようなことは断じて許されないのである。

ホ. 税の執行は市長がその時その時の判断で行うものではなく、あくまでも法律に基づいて公正、公平がなければならない。今回の過少評価は、所有権移転し所有者が平成30年1月に税務課へ本件土地の調査で伺った折に発覚したのである。

固定資産の現状主義による地目確認が行われていなかった単純な業務ミスで、税務課並びに関係部署が注意して職務を執行していれば防げた筈なのである。平成28年版五島市統計書のP.28によれば2000年度に、酪農・肉用牛・養豚・養鶏の農家数は312軒存在していた。つまり全ての農業用施設用地が適切に評価されているのか疑われる問題なのでもある。

結論

本件土地の前所有者に支払い能力、差し押さえるべき不動産、安定した収入が無い場合、またこれまでの業務失態を受け入れずして拒否された場合、五島市長は、税の課税・徴収に対し公平公正を無視せず、適切な判断で指導し徴収しなければならないのである。指摘が無ければ表沙汰されなかったともいえる、適正に課税し徴収すべきである固定資産税、事実として平成29年度まで五島市の業務懈怠により、固定資産評価額の過少評価によって五島市に税収での損害が生じているのは確かなのである。

よって五島市長に対し、速やかに、五島市内に現存する農業用施設用地の現地確認を実施し、土地の地目を適正に認定し、対象者すべての納税者に対して不公平が生じないように賦課を行うことを求める。

2 請求の原因

当事者など

- 1 請求人は、五島市民であり、本件土地の納税義務者である。
- 2 野口市太郎は、現在の五島市長である。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成30年5月21日
五島市監査委員 様

事実証明書

- 事実証明1 五島市野々切町●●●●一● 土地謄本（写し）
- 事実証明2 低コスト肉用牛生産特別対策事業実施要項（写し）
- 事実証明3 固定資産評価証明書（五税第44390号・五税第48965号）
- 事実証明4 市役所税務課からの回答（五税第3193号・五税第222号）
- 事実証明5 納付通知書及び納付完了領収書
- 事実証明6 平成28年度版五島市統計書抜粋 P.28

（五島市職員措置請求書の補正）

平成30年5月21日付けで提出した五島市職員措置請求書については、次のとおり補正します。

補正事項

1 請求の対象について

(1) 補正内容

ご指摘の3ページ5行目から文末までを次のように補正致します。

「監査委員は五島市長に対し、五島市野々切町●●●●番地●（土地）への平成16年度から平成29年度の14年間に亘る、五島市行政関連部署の連携不足で発生していた課税し徴収すべきであった固定資産税858,200円が納税されていなかったことは、市財政に損害を生じさせているのである。よって、前所有者のA氏より徴収又は、財産差し押さえ等による徴収ができない場合、市長の責任において市長自らが市に徴収不足分の納税額を支払う事を請求する。」

(2) 補正内容

上記の補正に伴い、1ページ3行目以下を次のように補正致します。

「五島市野々切町●●●●番地●（土地）に対しての徴収すべき固定資産税の不足分を直ちに請求し納税させることを求める措置要求。」

平成30年5月31日

五島市監査委員 様

(住民監査請求に係る新たな証拠の提出)

平成30年5月21日付けで提出した「五島市職員措置請求書」について、新たな証拠が存在したので、次の通り追加提出いたします。

1、事実証明書の追加提出について

事実証明7

平成30年5月16日付けにて請求人が固定資産評価審査委員会へ提出した「平成30年度固定資産評価審査申出書(土地)」への五島市からの弁明書写し一通を事実証明7として提出。

2、提出の理由

弁明書によれば、固定資産税は、地方税法により3年ごとの評価替えを行うこととされており、平成30年度は、基準年度であり、法409条に基づき評価を行った。その評価は、固定資産評価基準及びこれに基づいて定めた五島市固定資産(土地)評価事務取扱要

領により行っている。平成29年12月28日の現地確認により、農業用施設が建っていることを確認し、五島農業振興地域整備計画書により農用地区域内に存する農業用施設用地であることも確認した。そのため、現況地目を畑として評価していたが、平成30年度は固定資産評価基準に基づき、農業用施設用地として評価を行ったもの。とある。

平成29年12月の現地調査で初めて施設建造物を目視したので現況地目を畑から農業用施設用地（雑種地扱い）として行った。評価額算定について市の主張は、平成29年度までは、現地調査していなくても現況地目を畑として固定資産評価基準に基づき算定したものであるから適正であるという。また現地調査にて判明した施設建立確認を理由に、現況地目を農業用施設用地（雑種地扱い）とし、これまた固定資産評価基準に基づき算定したものであるから適正なものであると主張。それぞれの評価額算出方法については適正なのだろうが、本監査請求では算出方法を問うているのではない。平成29年度までの「現況地目が畑」で、平成30年度の「現況地目が農業用施設用地」であることの違いは、市業務ミスから発生したことは明らかである。このことで指摘期間は誤って安く税金を算出し、市に損害を与えたことは事実である。よってこの問題が発覚したことで市長外関係職員への処分が必要なのである。

平成30年6月18日

（あて先）五島市監査委員殿

（特定の個人を識別できるもの及び個人の秘密に関する情報を除き、請求書及びその補正の本文等を原文のまま掲載した。）